

第3問

〔設問1〕 以下の事実について、X、Yの罪責を論じなさい。

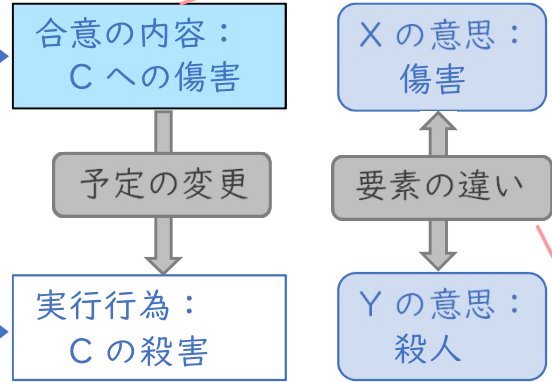
暴力団A組の組長Xは、配下の組員が暴力団B組の組員Cに怪我を負わされたことから、B組のCへの報復のため、「Cを軽く痛めつけてこい」と配下の組員Yに指示し、Yは、「分かりました」と答えた。

Yは、Cを探し出し、Cを責め立てたが、その際、CがA組の機密情報を知っていることが分かった。Cがその機密情報を口外すればA組の存続が危うくなるため、Yは、Cを殺害して口封じするほかないと決意し、特殊警棒でCの頭部等を何度も殴打し、死亡させた。

〔設問2〕 以下の事実について、X、Yの罪責を論じなさい。

暴力団の組長Xは、組員Aの行状が悪いことから、若頭Yに対し、制裁のためにAに傷害を負わせるという趣旨で「Aをやれ」と指示した。Yは、これを聞いて、Aを殺害するという意味であると誤信し、「分かりました」と答えた。Yは、殺意をもってAを射殺した。

合意と実行行為の内容の比較から論点を発見



各関係者の意思の違いに着目

